

## 我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議の開催について

〔令和5年3月31日  
閣議口頭了解〕

1. 我が国の社会経済の変化に迅速に対応し、荷主、事業者、一般消費者が一体となって我が国の物流を支える環境整備について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な検討を行うため、我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成は、次のとおりとするとともに、公正取引委員会委員長の出席を求めるものとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、荷主を所管する大臣等、関係者の出席を求めることができる。  
  
議長 内閣官房長官  
副議長 農林水産大臣  
          経済産業大臣  
          国土交通大臣  
構成員 内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当）  
          国家公安委員会委員長  
          厚生労働大臣  
          環境大臣
3. 会議の庶務は、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。